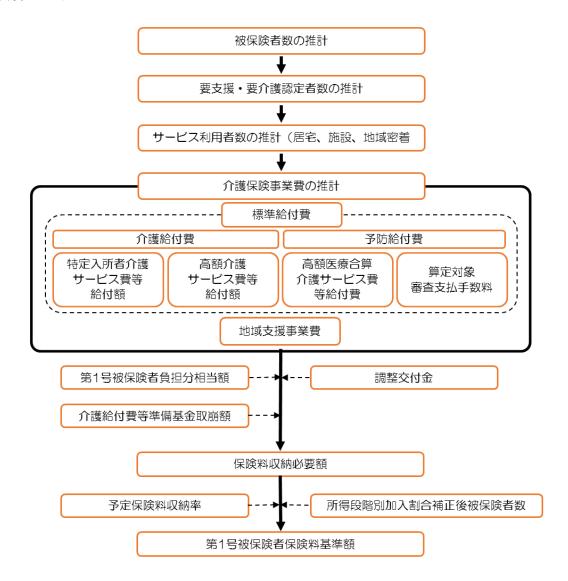
第7期介護保険料の算定に向けて

1 介護保険運営協議会の今後のスケジュール

		平成 29 年 12 月	平成 30 年 1 月	2月	3 月
△ #/ロ 吟	会議	• (12/26)	• (1/30)	• (2/15)	
介護保険 運営協議会	検討 事項	・人口推計・要介護認定者数 の推計 ・サービス見込量の推計	介護保険料の 審議	第7期計画書(案)答申	介護保険料等条 例改正案議会上 程・審議
国等の動	向		介護報酬改定率 (案)公表		
市民参加		・パブリックコメント・市民説明会			

2 保険料算定の流れ



3 介護保険財政

	項目	第5期計画	第6期計画	増 減
a	標準給付費見込額	37,199,973 千円	42,840,877 千円	5,640,904 千円
b	地域支援事業費	1,114,528 千円	2,093,708 千円	979,180 千円
С	第1号被保険者負担分			
	$(a+b) \times \underline{21\%}$	8,046,045 千円	9,885,609 千円	1,839,564 千円
	※第 6 期計画は <u>22%</u>			
d	調整交付金相当額	1,859,999 千円	2,142,044 千円	282,045 千円
	a ×5%	1,039,999]	2,142,044]	202,043]
e	調整交付金見込額			
	a × <u>3.91%</u>	1,454,519 千円	1,932,124 千円	477,605 千円
	※第6期計画は <u>4.51%</u>			
f	財政安定化基金拠出金見込額	0 円	0 円	0 円
g	財政安定化基金償還額	0 円	0 円	0 円
h	介護給付費準備基金取崩額	250,000 千円	400,000 千円	150,000 千円
i	財政安定化基金取崩交付金交付額	96,872 千円	0円	-96,872 千円
j	保険料収納必要額	9 104 652 壬田	0.605 520 壬田	1 500 976 壬田
	c + (d - e + f + g - h - i)	8,104,653 千円	9,695,529 千円	1,590,876 千円
k	予定保険料収納率	98.3%	98.3%	0%
1	所得段階別加入割合補正後被保険者数	134,320 人	144,418 人	10,098 人
m	保険料見込額(月額)	5 115 III	5 601 III	576 円
	j÷k÷l÷12 月	5,115 円	5,691 円	370 🗇

(参考) 介護保険料の推移

	第1期計画	第2期計画	第3期計画	第4期計画	第5期計画	第6期計画
基準月額	2,921 円	3,281 円	3,958 円	3,958 円	5,115 円	5,691 円
増 減 額	_	+360 円	+677 円	±0円	+1,157 円	+576 円
増減割合		+12.3%	+20.6%	$\pm0\%$	+29.2%	+11.3%

4 保険料の抑制に向けた基金等の活用状況

(1) 基金等の活用による介護保険料への影響額

		第5期	第6期			
	本来保険料	準備基金	安定化基金交付金	本来保険料	準備基金	安定化基金交付金
	平木体映料	活用後	活用後	本本体映料	活用後	活用後
基準月額	5,334 円	5,176 円	5,115 円	5,926 円	5,691 円	_
増減額	_	-158 円	-61 円	_	-235 円	_
活用額	_	250,000 千円	96,872 千円	_	400,000 千円	_

(2) 介護給付費準備基金残高見込(※予算ベース)

	亚成 29 年度士珇左宣	平成 29 年度		平成 29 年度末見込額
平成 28 年度末現在高		積立額	取崩額	一十八 29 平反不兄匹領
介護給付費準備基金	667,437 千円	148,214 千円	270,500 千円	545,151 千円

5 国の標準段階・基準所得金額の設定(第6期)

	第1	第 2	第 3	第 4	第5	第 6	第 7	第8	第 9
保険料率	0.5	0.75	0.75	0.90	1.00	1.20	1.30	1.50	1.70
					合計	·所得金額 120	/ 万 1907	/ / \ 5円 290 7	/ / 万円

※西東京市における所得段階別保険料については、資料4を参照

6 低所得者第1号保険料の軽減

(1) 国による低所得者第1号保険料の軽減

(公費負担割合: 国 1/2、都 1/4、市 1/4)

	第6期		
	国基準	軽減幅	西東京市
	四至平	¥±7000	(軽減後)
第1段階	0.45	0.05	0.43

(2) 26 市における介護保険料段階設定と独自減免の実施状況について(第6期)

保険者名	保険料段階	独自減免の有無	保険者名	保険料段階	独自減免の有無
八王子市	14 段階		国分寺市	12 段階	0
立川市	14 段階		国立市	12 段階	0
武蔵野市	18 段階		福生市	14 段階	
三鷹市	14 段階	0	狛江市	13 段階	0
青梅市	13 段階		東大和市	12 段階	0
府中市	14 段階	0	清瀬市	18 段階	0
昭島市	13 段階	0	東久留米市	12 段階	0
調布市	13 段階	0	武蔵村山市	12 段階	0
町田市	12 段階	0	多摩市	12 段階	0
小金井市	15 段階	0	稲城市	9 段階	0
小平市	15 段階	0	羽村市	13 段階	0
日野市	14 段階	0	あきる野市	14 段階	
東村山市	16 段階	0	西東京市	17 段階	

7 第7期介護保険料算定に係る改正点

○第1号被保険者負担割合の変更(平成30年度から32年度)

第1号被保険者、第2号被保険者の人口割合を勘案し、下記に変更される予定です。

第(6期	第7期		
第1号被保険者	第2号被保険者	第1号被保険者	第2号被保険者	
22%	28%	23% (+1%)	27% (-1%)	

資料:全国介護保険担当課長会議資料(平成29年7月3日 厚生労働省資料)

○調整交付金の見直し

調整交付金における年齢区分について、細分化することにより、特に年齢が高い高齢者が多い市町村に対して更に重点的に配分することとなります。なお、第7期計画期間(平成30年度~平成32年度)においては、激変緩和措置を講じられます。

現行	改正後
① 65~74 歳 ② 75 歳以上	① 65~74 歳 ② 75~84 歳 ③ 85 歳以上

資料:全国介護保険担当課長会議資料(平成29年7月3日 厚生労働省資料)

○基準所得金額の見直し

第7期計画期間における第1号保険料の基準所得金額については、第1号被保険者の所得分布調査の結果を踏まえて、以下のとおりとなる予定です。

- ・第6段階と第7段階を区分する基準所得金額 120万円
- ・第7段階と第8段階を区分する基準所得金額 200万円
- ・第8段階と第9段階を区分する基準所得金額 300万円

資料:第7期計画期間における第1号保険料算定に必要な諸係数について (平成29年10月27日 厚生労働省事務連絡)

○現役並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し(平成 30 年 8 月施行)及び高額介護(予防)サービス等の見直し(平成 29 年 8 月施行)

介護保険制度の持続可能性を高めるため、世代内・世代間の負担の公平や負担能力に応じた負担を求める観点から、現役並みの所得を有する者の負担割合を2割から3割に引き上げられる予定です。また、高額介護(予防)サービス費については、月額上限等が見直されました。

資料:全国介護保険担当課長会議資料(平成29年7月3日 厚生労働省資料) 介護保険法施行令等の一部を改正する政令等の公布について (平成29年7月31日 厚生労働省通知)

8 第7期における第1号被保険者保険料設定の考え方

(1) 保険料段階について

保険料段階については、基準額に対する保険料の負担割合の決定および第9段階以上の多段階設定が、 各自治体の裁量で可能となります。

第6期事業計画では、課税層の一部について、所得段階の細分化を行うことで保険料率を高く設定しています。また、低所得者層については、国基準の保険料率より軽減することで低所得者対策も行われています。

よって、第7期事業計画では、引き続き第6期と同様の全17段階を設定する予定です。

(2) 保険料収納率について

第7期事業計画の予定保険料収納率については、今までの収納実績を考慮し、98.5%とする予定です。

(参考)

	平成 27 年度	平成 28 年度
介護保険料徴収率 (現年度分)	98.5%	98.7%

(3) 調整交付金について

調整交付金とは、所得が全国平均よりも低く、また、後期高齢者が多いことにより介護保険の財源が不足することないよう、国が各地方自治体の財源5%程度を交付金として拠出し、自治体間の格差を調整するものです。

第7期計画での調整交付金の割合は、5.1%程度と見込まれます。